

後期高齢者医療制度のお知らせ

問い合わせ 年金・長寿医療グループ (☎05) 2 1 3 7)

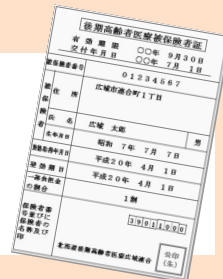


保険証が新しくなります (黄緑色→黄色)

現在、使用している保険証 (黄緑色) は、8月以降は使用できません。新しい保険証 (黄色) は7月中旬に交付します。

ご注意ください 新しい保険証 (黄色) の有効期限は9月30日(金)です

窓口負担割合の見直しに伴い、9月中旬に**全ての被保険者の方に**再度新しい保険証 (有効期限 令和5年7月31日(月)) を交付します。
10月1日(土)以降は新しい保険証を使用してください。



減額認定証 (限度額適用・標準負担額減額認定証) と限度証 (限度額適用認定証) が新しくなります (オレンジ→水色)

現在、使用している減額認定証 (オレンジ) と限度証 (オレンジ) の有効期限が、令和4年7月31日(日)をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する方は、7月中旬に減額認定証と限度証を交付しますので、8月1日(月)からは新たな減額認定証 (水色) や限度証 (水色) を使用してください。

また、新たに必要となる方は、右の交付要件に該当することをご確認の上、年金・長寿医療グループに申請してください。
※有効期間は1年間です。

◆減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ●世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金控除は80万円を適用。 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除。 ●老齢福祉年金を受給されている方

◆限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠ、または現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者

令和4年度の保険料額は、7月にお知らせします

保険料の支払い方法

保険料の納付は、原則『年金天引き』です。申し出により口座振替に変更することができます。

次の(1)~(3)のいずれかに該当する方は『年金天引き』対象になりません。納付書または口座振替で納めてください。

- (1)介護保険料が『年金天引き』されていない方 (年金額が年額18万円未満の方)
- (2)介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分以上を超える方
- (3)新たに後期高齢者医療制度に加入した方の半年の期間

- 口座振替を希望する方は、年金・長寿医療グループにお問い合わせください。
(国民健康保険に加入していた方で引き続き口座振替を希望する方も、申請が必要です。)
- 社会保険料控除は、『年金天引き』の方は本人、『口座振替』の方は口座名義人に適用されます。